浅層地質歴史学」への展望と渟足柵研究の成果

小林昌二

| はじめに―科研「渟足柵」調査に導かれて―

本誌第四八号(二〇〇二年七月)の研究ノート「未発見

月に終わった。 ら二年の歳月を経て四カ年に及んだ調査研究は二○○四年三ら二年の歳月を経て四カ年に及んだ調査研究は二○○四年三遺跡立地の地域史的研究』の中間報告など─」を発表してか『渟足柵』の調査等をめぐって─『前近代の潟湖河川交通と

小稿では本報告における核心の一端となる渟足柵造営年代

について、地質学では第四紀沖積世の新しい、縄文海進後の用語について説明しておきたい。「浅層地質歴史学」という「浅層」立ったことをまず記したい。次いでこの共同研究の中から得立ったことをまず記したい。次いでこの共同研究の中から得同研究によって「浅層地質歴史学」を大きく見通す地点に同研究によって「浅層地質歴史学」を大きく見通す地点に地層の調査研究について述べ、また浅層地質学との連携・共地層の調査研究について述べ、また浅層地質学との連携・共

積の深い越後平野においては二○~三○メートル内外の深さ層は地域的な諸条件によって深度が異なり同一でないが、堆平野形成の条件が生まれた時代の地層を指して言い、その地

の地層もありいろいろであるが、ここでは河川が作り出したても関東ローム層など断続的な火山活動がもたらした火山灰の層位になるという(宀)。むろんそうした浅い地層とはいっ

層のことを指している。次いでその「浅層地質」につづく通して、各時代の地層をさまざまに形成する相対的に浅い地沖積平野の地層が、時間と共に沈降し、また堆積することを

した各地層の歴史情報を収集する学問分野として歴史学(考る遺物や遺構情報が確かな歴史事実を伝えてくれるが、そうれた自然や人間、その社会や文化、そこでの災害などに関すの地層が確定され、分布の範囲が分かるとその地層上で営ま「歴史学」の意味するところであるが、歴史の各時代や年代

古学を含む) が基本となるべき呼称を仮に「浅層地質歴史学」

と言うことにしたい。

なお臨海平野の地形発達史という自然の変化が地形形成に

視点を異にする(2)。 地層に織り込まれた人間活動の記録を捉えようとする点で 地層を自然として捉えていることに対し、ここでは自然と共 地層を自然として捉えていることに対し、ここでは自然に求め、 地層を自然として捉えていることに対し、ここでは自然に求め、 ところが多いが、自然地理学はその要因を主に自然に求め、 ところが多いが、自然地理学はその要因を主に自然に求め、 ところが多いが、自然地理学はその要因を主に自然に求め、 ところが多いが、自然地理学の分野とむろん交錯する に地層に織り込まれた人間活動の記録を捉えようとする点で

に災害史を考えてみると分かりやすい。
史学全般がこの歴史情報に立脚すべきであるというのは、特史学全般がこの歴史情報に立脚すべきであるというのは、歴また発掘調査等により考古学はもとより密接であるが、歴

例えば、文献上で知られる地震情報は、その時代の識者に

い。そこで文字資料を扱い、実年代を考証する歴史学がきわ対象とする地層自体では実年代を語るほどの力が発揮できなめて重要であるものの、考古学もそうであるように地質学がめて重要であるものの、考古学もそうであるように地質学がかて重要であるものの、考古学もそうであるように地質学がから見通にとどまることが多いが、その情報は記録者のよる文書記録に窺われることが多いが、その情報は記録者のよる文書記録に窺われることが多いが、その情報は記録者のよる文書記録に窺われることが多いが、その情報は記録者の

めて重要になる。

浅層地質学では、どうしても人類が自然に働きかけて自然

ちがいた。尤もなことであった。 改変をした「自然」を対象にせざるを得ないという研究者た

歴史地理学と新潟大学積雪地域災害研究センターのスタッフこの研究グループは、新潟大学人文学部日本史・考古学・

る⁽³⁾。

一二年度~一五年度科学研究費補助金基盤研究A―2であ

文献史学と考古学の力とさらに地質学の力とによる渟足・磐の後に筆者は、高濱との奈良盆地での調査成果をふまえ(5)、に小野がこの共同研究に加わるよう誘ったことがつづく。そ足・磐舟柵の遺跡発見を志した日本古代史を専門とする筆者

の後、一九九〇年の「沼垂城」墨書木簡の出土を契機に、

舟柵遺跡の発見を一つの目標にも掲げた「前近代の潟湖河川

べる調査研究の前進を決定づけ、私たちを「浅層地質歴史学」る。この計画が平成一二年度に採択されたことは、以下に述沿った具体的内容を追求する調査研究計画を申請したのであ交通と遺跡立地の地域史的研究』を研究テーマに、テーマに

二 「渟足柵」の位置と規模、その未発見の問題

創造の門口に至らしめたのである。

1 史料上に確かな渟足柵・磐舟柵

この歳条に次のようにある。 また同様に未発見の磐舟欄は、その翌大化四年(六四八)

足柵造大伴君稲積」として見えるが、『日本書紀』にのみ見『日本書紀』斉明四年(六五八)七月四日条にもう一度「渟知られている。しかしその史料『日本書紀』は、編纂史料で知られている。しかしその史料『日本書紀』は、編纂史料でのために初めて置かれた城柵として文献・古代史上ではよくのために初めて置かれた城柵として文献・古代史上ではよくのために初めて置かれた城柵として文献・古代史上ではよくのために初めて

批判という手続きが必要である。めにこれを直ちに史実とするには、『日本書紀』記事の史料

られ、他の性質を異にする史料に見出すことがない。そのた

まず踏まえられなければならない。信憑性を体系的に論じた坂本太郎「日本書紀と蝦夷」(ⓒ) がその史料批判の基本には、『日本書紀』の蝦夷関係史料の

批判して辿り着くと四つのタイプに落ち着くという帰納的分判別方法を採っていない。『日本書紀』の記述を個別に史料は、類似の記事があるからといって直ちに同類と扱う単純なは、類似の記事が第三の造作型に、公的記録の片鱗などにが第二に、また書紀編者の造作としか思われない夷狄の内が第二に、また書紀編者の造作としか思われない夷狄の内

しかし、右の『日本書紀』の記事が確かな事実であったとにおいても踏襲、承認され、通説となっているものである。公的記録に基づくものとされており、その理解は以後の研究石の史料①②は、この坂本の研究では実録型に分類され、

類なので、説得的である。

旧辞潤色型が第一にあり、氏族の伝承から採った氏族伝承型朝以前には、まず記事の骨子が旧辞にあり、これを潤色した

「続日本紀」に、磐舟柵の修造記事が二度に渡って見られるか一年後に磐舟柵が北方になぜ造作されたのか、また後の

旧版

『新潟市史』が説くように、渟足柵造営のわず

征夷の拠点が移されたと推理し、遺物や遺構が発見できないもとに、渟足柵は途中で造営中止され、より北方の磐舟柵にのに、なぜ渟足柵の修造記事が見られないのかという疑問を『続日本紀』に、磐舟柵の修造記事が二度に渡って見られる

伴う「沼垂城」墨書木簡が出土し、「渟足柵」が表記を変え一九九〇年に新潟県三島郡和島村八幡林遺跡から養老年号を録を反映した実録型として歴史事実である可能性が高いが、理由を見出そうとしてきた。なるほど①②の史料が公的な記理由を見出そうとしてきた。なるほど①②の史料が公的な記

むろんその位置論は、出土木簡に「沼垂城」の文字があっ的な位置や規模・形態もなお不明のままなのである。に、その遺跡が未発見なことに変わりはなく、渟足柵の具体で、出土地が「沼垂城」・「渟足柵」の遺跡ではなかったためなおその木簡は、移動先で廃棄され埋没し発見されたもの

するものであることを実証したのである。

中止説も否定され、まだ見つかっていない遺物や遺構が存在て継続していたが傍証された。併せてこの渟足柵の造営途中

内岩船神社などの行政区名や地名・神社名がみえているのでした。これによって磐舟柵についても同様に同国岩船郡や式どに見える越後国沼垂郡や沼垂郷に直接つながることが判明たことにより、十世紀前半の『倭名類聚抄』や『延喜式』な

地域の範囲はなお広い。これを特定できる証拠となる出土物る理解がいっそう進んだのである。しかしその有力となったまた磐舟柵は同県村上市岩船潟・岩船神社周辺にあったとすしたがって渟足柵は、おおむね新潟県新潟市旧沼垂地域に、これに継承されたとする従来の理解を支えることになった。

的調査により、七世紀半から二期に及ぶ官衙として知られるないものの、遺構や遺物についてこの四半世紀にわたる系統ようになった。すなわち宮城県仙台市郡山遺跡は文献に見え一方その規模・形態については、次のような推測もできる

は前述したように皆無に近い現状にある。

① 建評と北征による辺境経営として城柵が設けられた

に共通性があるものと言う(で)。

は、

居住地であること
② 設置年代が七世紀半ばであり、評制施行の外の蝦夷

(3)

外囲施設をもつ政庁があること

については『日本書紀』という文献史料が知られるだけであ方法として「現在郡山遺跡については遺跡が残され、渟足柵設けられた双子の城柵であった」との見解を述べ、その研究かくして「政府が奥越両国で進めた同様の辺境政策の中で

ようになってきた。その成果をふまえた東北大学の今泉隆雄

仙台市南部の郡山遺跡の第Ⅰ期官衙が渟足柵と次のよう

えば、郡山遺跡は陸奥の渟足柵であり、渟足柵は越後の郡山の発掘成果を参照しなければならない」とし、「比喩的に言柵記事を参考にし、渟足柵について考察するのには郡山遺跡るから、郡山遺跡について考察するには『日本書紀』の渟足

遺跡であるといえよう。」と述べていて注目される。

示す。
二期に及ぶ郡山遺跡の雄大な規模であったに相違ないことを一期に及ぶ郡山遺跡の雄大な規模であったに相違ないことを研究に直接及ぶ意義をもつこと。また渟足柵・磐舟柵遺跡も研究にとどまらず、東北城柵史研究に、ひいては東北古代史この今泉の提起は、文献史料研究が個別の渟足柵・磐舟柵

けていることである。

ない。筆者としては、調査の各年次の経過報告費刊行や地元えるのであるが、なお学界に広く提示されたものになっていたことで、その探求の必要がすでに公的に認められたとも营年度の四年間にわたる科研の調査研究が認められ、採択されこの探求を主要課題の一つとして前掲した平成一二~一五

らである。 雑誌での報告は、今回を含めなおこれが三編目にとどまるか新潟市での各年次の報告シンポジウムを行ってきたが、学術

2 内水面でもつながる渟足・磐舟両柵の計画性

渟足・磐舟両柵の設置は、

設置者である大和王権の勢力伸

拡大という歴史像の下に位置づけられてきた(*)。者の側からする、南から北への段階を追った大和王権の版図張、あるいは「大化改新」政府の北方政策の展開という設置

設置以前にも阿賀野川の北方地域にもすでに大和系国造・伴長墓であることが判明したことなどにより、渟足柵・磐舟柵紀前半から七世紀前半の北九州・若狭系勢力の系譜を引く首札の高志深江国造の実在がほぼ明らかになったこと、また甘献の高志深江国造の実在がほぼ明らかになったこと、また甘献の高志深江国造の実在がほぼ明らかになったこと、また甘朮の高志深江国造の実在がほぼ明らかになったこと、また甘朮の高志深江国造の実在がほぼりない。「國造本紀』記したが一九九〇年に八幡林遺跡から出土した「高志君」を記だが一九九〇年に八幡林遺跡から出土した「高志君」を記だが一九九〇年に八幡林遺跡から出土した「高志君」を記

置づけてきたといえよう。 設置を蝦夷征服、版図の拡大前進基地の設定として単純に位の国造・伴造支配が存在したことを理解することなく、その 造支配の及んでいたことが確かとなった(三)。

それまでの渟足・磐舟柵研究では、設置地域に前時代から

『日本書紀』に頻繁に見えるこの時期までの高句麗や蝦夷、

や陸奥郡山遺跡施設の計画・設置に及んだとする認識が必要的統括の必要が生じ、この目的のために渟足・磐舟柵の両柵たとも言える。言い方を変えると、隋・唐の高句麗遠征に伴たとも言える。言い方を変えると、隋・唐の高句麗遠征に伴たとも言える。言い方を変えると、隋・唐の高句麗遠征に伴たとも言える。言い方を変えると、隋・唐の高句麗遠征に伴たとも言える。言い方を変えると、隋・唐の高句麗遠征に伴たとも言える。言い方を変えると、隋・唐の高句麗遠征に伴たとする(2)と、大和の王権に取り次ぐという外交関係における粛慎との接触記事について、国造・伴造などの地方勢力がこ粛慎との接触記事について、国造・伴造などの地方勢力がこ

問題であった。

になってくるのである。

世理を導く(2) 成果となった。 世理を導く(2) 成果となった。 世理を導く(2) 成果となった。 世理を導く(2) 成果となった。 世理を導く(2) 成果となった。 世理を導く(3) 成果となった。

根源が養老期の「沼垂城」にあり、また渟足柵に遡及し、渟は、新潟市沼垂地区の「沼垂」と文字も同一で、沼垂地区のまた八幡林遺跡の養老年号を伴う「沼垂城」墨書木簡(4)3 「沼垂城」木簡と旧沼垂王瀬地下古代表土の発見

かな推定地として絞り込んで行うことができるかがそもそもことを当初より計画した。だがこの「推定地」がどこまで確は学術的オール・コア・ボーリング調査を「推定地」で行うこれを発見する手がかりを直接得るために、地形・地質班足柵が沼垂地区の根源地にある可能性を強く示した。

そこで、「沼垂城」地名を継承する沼垂地区の旧地でまずそこで、「沼垂城」地名を継承する沼垂地区に求め、絵図を記載する貞享元年(一六八四)絵図(宮)、そして王瀬田地力る王瀬長者伝説をよりどころとした。長者伝説地や長者地わる王瀬長者伝説をよりどころとした。長者伝説地や長者地わる王瀬長者伝説をよりどころとした。長者伝説地や長者地の現在位置を明治四四年地形図により図2のように比定する作業を行った(豆)。

としてではなく、海からの内湾として描く平安後期の康平・理解の下にあった(宮)。それはまた越後平野を湖沼河川地帯とするもの、あるいはなお下がって室町期でないか、とするた。当時はまだ砂丘が形成されていない海であったのではなた。当時はまだ砂丘が形成されていない海であったのではな第三砂丘列の内側傾斜地に位置する王瀬地区を調査対象にしこうして図3に見るように越後平野のもっとも海岸寄りのこうして図3に見るように越後平野のもっとも海岸寄りの

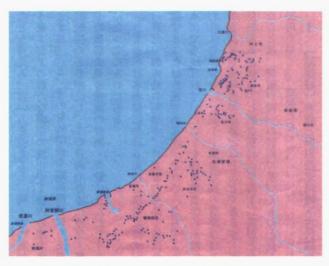


図1 古代遺跡分布図(土田可奈氏作成図、2004年3月)

主に8~10世紀代のいわゆる古代遺跡を阿賀野川以北図に落としてみた分布図である。7世紀代の遺跡はきわめて乏しいが、その分布は湖沼水系に見事に添っている。土田氏の作図には、神林村教育委員会田辺早苗氏から提供された資料がもとになっている。(小林昌二)

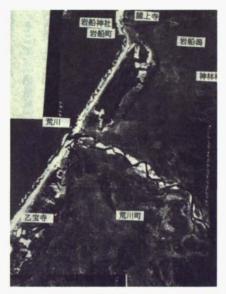


写真1

参考までに航空写真(建設省地理調査所)を古代遺跡分布図(図1)と一部対比できるように掲げた。



図 2

ング調査を行った。

その結果は図4で見るようにその王

瀬地区内

J R

3

王瀬地区内 北に直交して砂丘地 JR5)というようにJR貨物臨港廃線 つまり なわち障壁は、 作成を記すい 図2のように、 らが調査地を特定する上で障壁をなしてい J R 3 ボ わゆる JR4 1 R 2 東西に広がる第三 ング調査によって一気に解決され 越後古代図 から南側低地に下が J R 3 と低地焼島駅 下に五本の に信をおく見解も 砂丘列にほ 0 てい ボ 付近 1 1)

得られたことはもう一つの大きな成果になったからである。 旧表土層が捉えられ、 写真Aのように とが明らかとなる新発見の歴史情報がえられたのである。 R 2 0 する歴史的年代についてその形成過程が このように越後平野の骨格をなしている砂丘の形成史に関 前の沼沢火山灰の流路堆積が確認された。 これに加えてさらに地層地下五メー この付近が問題の七世紀代にはすでに海底でなかっ なわちこの 年代測定 砂 J R 3 丘列の基 旧表土が、 約五〇 では、 (AMS) で、 本地形の形成が五千年前の縄文中期であ その直上地層の真菰 ~二〇センチメー 線路下一八~二一メートル付近に五千 平安時代末期以前のものである可 八〇 ±三○年のデ トル 1 ル付近では、 つ明らかになっ これによってそ ガツボ)炭化物 の厚さからなる

下六メートルまでの地層剥ぎ取りが可能な地震探査用のジオ も地質学と共同した考古学・歴史学調査の新しい方法を開拓 スライサーによる遺物採集を試みることになった。この試み 調査の困難と資金的な問題により不可能となり、替わって地 年代を確かにできる土器などがあればその採集が、引き続い える深さの考古学的発掘調査は、地下水が高いことからくる て重要な課題であることを示した。だが地下五メートルを超 能性を示した点で貴重な成果となった。かくして旧表土中に

没していること、それがさらに堆積とともに深く沈降してい ることを明らかにする歴史情報が得られたのである。 トル付近に、また八百年前の地層がおよそ五メートル下に埋 こうして五千年前の地層がおよそ線路下十八~二十一メー

与えられた。

した大きな成果であった。

地層を剥ぎ取る地震探査用のジオスライサーによるこの度 王瀬地区の稲作水田地層の発見と蒲原津の位置解明

の遺物採集では、残念ながら旧表土層から土器などを採集す

田耕作者の集落が「付近」に推定できるようになったことは ていたことを明らかにできた。これにより平安時代以前の水 ル・珪藻の土壌分析を行った結果、ここで水田稲作の行われ た結果となった。 るまでには至らなかったためその地層の年代決定力が不足し しかし採集した旧表土層について、花粉・プラントオパー

げることができた(22)。

期的な知見からみると、そのほんの一部をなすにすぎないも 地形地質班による新たな砂丘形成史論、越後平野形成史の画 のにとどまる(19)。 言うまでもない。これらの注目すべき成果も、 同時進行した

次に近世初めの寛永~貞享にいたる信濃川・阿賀野川

載のある蒲原津の位置を追求したことにより、一つの解答が たい(3)。かかる傾向に対し、十世紀の文献『延喜式』に記 次推計的に古代の地形を「越後古代図」の海湾状況に近づけ て理解しようとする傾向が今も根強くあることについてふれ の川欠けなどによる大変動を常態としてとらえ、ここから年

は周知のことである。この蒲原津と位置が密接する蒲原神社 【延喜式】に越後国津として蒲原津が記載されていること

社 ことが知られる(21)。 古文書からは、中世蒲原津、 の記載があることによってわかる。また中世末・近世初頭 に今は現存しない沼垂砂丘が描かれ、その砂丘上に金鉢山と ことを伝えている。その金鉢山は、後掲の貞享絵図 原神社の古文書写しには、その旧地が旧蒲原金鉢山にあった は、現在新潟市長嶺地区に蒲原の地名とともにある。 蒲原津の位置を現在地に比定する作業を行い、成果をあ この貞享絵図を手がかりに旧蒲原 蒲原城をこの付近に求めてよい その蒲 (図 5)

と、年次推計的に激変していく様子に合わせる必要がないこの位置は激変以前の近世前期とほぼ同じ位置としてよいこの位置は激変以前の近世前期とほぼ同じ位置としてよいこの位置は激変以前の近世前期の時代を今はない金鉢山=旧浦原神社、その激変の近世前期の時代をこうして図5のように近世初頭の貞享絵図に見えているが

とが判明した。すなわち中世室町期には、金津保蒲原津と加

たものと確信する。

その存在を見出すことができるという調査方法を明らかにし

治庄沼垂津が、信濃川に合流する阿賀野川を挟んで対峙する

と理解できたのである。すなわち河口周辺地

は、あくまでも仮説をこえることはできないことを意味した特定時期の河口の位置などをもとめようとする推計的方法別口地帯の堆積現象について、年次定量的に過去に遡らせて特有な激変が起こったものと見られるのである(23)。近代のは、手前にあった四度目沼垂町を削減するというこの時には、手前にあった四度目沼垂町を削減するというこの時には、手前にあった四度目沼垂町を削減するというこの時に満川右岸に流れ込み、そのため流速を早めた信濃川右岸側では、手前にあった四位置などをもとめようとする推り方法を向いていた阿賀野川本流の河口が塞がれる事態が起こり、西方帯の激変が常態的であったのではなく、近世初頭に北方を向

城時代における地形環境について、およそ遡って考えていくれ、現在地に比定できたことで、七・八世紀の渟足柵・沼垂隔てて近世貞享絵図の金鉢山=沼垂砂丘付近に一応求めらかくして十世紀『延喜式』段階の蒲原津の位置は、中世を

ものである。

年代確定することにより埋没表土の広がるいずれかの地点にはできなかったものの、発見への入り口というべき旧表土を以上四カ年の成果では、渟足柵遺跡自体の端緒を掴むこと大筋での見通しを示すことができたと考えている。

三 新たな渟足・磐舟柵論における浅層地質歴史情

位置にあった、

を基礎に以下のような文献史学固有の新たな知見も生み出す法を示している。こうした共同研究の成果を積み重ねること木簡の出土と同様にその遺跡存在の確かさとそれへの接近方メートル内外の埋没という地質歴史情報は、「沼垂城」墨書以上の共同研究の中から得られた渟足柵造営地層の地下五

- 対外関係と柵設置前史

渟足・磐舟両柵の設置は、

大和王権の版図拡大の歴史とし

こととなった。

潟県村上市の浦田山古墳群に見られる南西方面からの大和王(柵戸)の強制移住にあるとし、その前提には六世紀代の新特色が辺郡と城柵支配にあり、またこれを支える移民集団田亮介は、「古代国家と蝦夷・隼人」(2) で、その設置者側のて位置づけられてきたことはすでに述べた。しかし近年、熊

二)の越辺蝦夷の内附記事を渟足・磐舟地域に限定する必要夷郡(評)を設置し戸口把握を行ったとし、皇極元年(六四時、渡島蝦夷、粛慎の服属を進め、津軽・渟代・齶田に蝦と渟代の蝦夷の地を拠点として、齶田蝦夷や北の胆振蛆、と渟代の蝦夷の地を拠点として、齶田蝦夷や北の胆振蛆、と渟代の蝦夷の地を拠点として、齶田蝦夷や北の胆振蛆、と渟代の蝦夷の地を拠点とした。また斉明紀の阿倍比羅を消化が、こうした前提によりすでに内附・服属した津軽大の北征が、こうした前提によりする必要、

に城柵設置に至るのかなどの具体的な理解は、やはり文献史体的な歴史的関係を語るまでのものではない。なぜその時期な事例はなるほど交流の確かな状況を示しているが、その具な事例はなるほど交流の確かな状況を示しているが、その具な事例はなるほど交流の確かな状況を示しているが、その具な事例はなるほど交流の確かな状況を示して考えるべきもの重要であり、柵設置者側の政策の対象として考えるべきもの重要であり、柵設置者側の政策の対象として考えるであり、

がないことを指摘している。

権に取り次いでいたと考えられる前提が重要となろう。

渡来記事を疑問視あるいは無視する(津田左右吉、坂本太郎)紀代の『日本書紀』欽明、敏達紀の高句麗使来朝や佐渡粛慎解にあることは、すでに述べた。だがそれは前史となる六世両柵設置の通説が、蝦夷征服過程の前進基地造営とする理

はない。

料に基づくほかにない。

ここで歴史的前提となる「国造本紀」にのみ記載された越こと(**) による。

た高志深江国造が蝦夷勢力と接触し、必要情報などを大和王句麗使節や粛慎が渡来するなどの情勢下で、越の辺境にあっ志深江国造の支配領域に他ならず、それ以前までは前述の高札木簡により、今ではその実在はほぼ確かになったと考えられる高れる。したがって両柵の設置地は、実在したと考えられる高れる。したがって両柵の設置地は、実在したと考えられる高れる。したがって両柵の設置地は、実在したと考えられる高れる。したがって両柵の設置地は、実在したと考えられる高速江国造の支配に対した。 「越後国沼足郡深江」郷名を記した平城京二条大路出土の付地本領により、今ではその実在はほぼ確かになったと考えられる高いでは、東京田の高志深江国造が蝦夷勢力と接触し、必要情報などを大和王の職を関係の高志深江国造が蝦夷勢力と接触し、必要情報などを大和王の職を関係を関係を表し、必要情報などを大和王の職を関係を表し、必要情報などを大和王の職を必要情報などを大和王の職を関係を表し、必要情報などを大和王の職を対し、必要情報などを大和王の職を関係を表している。

番ように直接的な対応が全くなかったことを意味するものであるように直接的な対応が全くなかったとを意味するもので外交の体制は、なお連合体制としての構造をもち、集権的な外交の体制は、なお連合体制としての構造をもち、集権的な外交の体制は、なお連合体制としての構造をもち、集権的な外交の体制は、なお連合体制としての構造をもち、集権的な外交の体制は、なお連合体制としての構造をもち、集権的な外交の体制は、なお連合体制としての構造をもち、集権的な外交の体制を表示している。

① 六世紀代の村上市浦田山古墳群と佐渡台ヶ鼻古墳な2 柵設置に先行する高志深江国造支配と蝦夷勢力

甘粕健など新潟大学考古学研究室の調査により佐渡台ヶ鼻

どの意味

古墳と同時期の村上市浦田山古墳群は五基あったことが推定され、一系列の首長墓とされている。石室は竪穴系横口式とでた。 また石室入り口が独いう北九州・若狭系のものであること、また石室入り口が独いう北九州・若狭系のものであること、また石室入り口が独いう北九州・若狭系のものであること、また石室入り口が独いう北九州・若狭系のものであること、また石室入り口が独い方北九州・若狭系のものであること、また石室入り口が独い方北九州・若狭系のものであること、また石室入り口が独い方に営まれているところから、すでに六世紀前半段階に大位上に営まれているところから、すでに六世紀前半段階に大位上に営まれているところから、すでに六世紀前半段階に大位上に営まれていたと見ることができる。繰り返しになるがこれはで上に営まれていたと見ることができる。繰り返しになるがこれは日本書紀』欽明五年条(五四四)の店内置使節が越海岸に古墳と同時期の村上市浦田山古墳群は五基あったことが推定されていたと見ることができる。繰り返しになるがこれは日本書紀』欽明五年条(五七〇)の高句麗使節が越海岸に計画を開発していたといる。

こうして国造配置の時代に、伴造系勢力により当時の前

※mooocmに育る~mg になった のがあった可余地もあり、これが柵設置の政策に先行する形態であった可線・辺境への直接的な対応措置が行われていたと考えられる

能性もあることを指摘しておきたい。

② 皇極元年九月癸酉条「越辺の蝦夷数千、内附す」 (②) 皇極元年の史料は、前掲坂本による(名) と蝦夷・年標記の皇極元年の史料は、前掲坂本による(名) と蝦夷・年中月) というように、彼方から服従してきたとの意味がある。この記事中の「内附」は、兵を用いず服従し来たるを言う(「西域諸国納」質内附」後漢書、和帝紀永元三年冬とする。この記事中の「内附」は、兵を用いず服従し来たるを言う(「西域諸国納」質内附」は、兵を用いず服従し来たるとする。この記事中の「内附」は、兵を関する。

といわなければならない。前半は津軽蝦夷と共に齶田蝦夷よといわなければならない。前半は津軽蝦夷と共に齶田蝦夷は重要な想定し、蝦夷部落の対立を想定し、早くから蝦夷が日本海沿岸航路の開発と貿易を背景に南北に行き来をしていたことを指摘し、蝦夷部落の対立を想定し、早くから蝦夷が日本海沿岸航路の開発と貿易を背景に南北に行き来をしていたことを指摘し、蝦夷部落の対立を想定し、早くから蝦夷が日本海沿岸航路の開発と貿易を背景に南北に行き来をしていたことを指摘している(23)。この記事後半の蝦夷部落の対立は重要な想定している(23)。この記事後半の蝦夷部落の対立は重要な想定といわなければならない。前半は津軽蝦夷と共に齶田蝦夷よといわなければならない。前半は津軽蝦夷と共に齶田蝦夷よといわなければならない。前半は津軽蝦夷と共に齶田蝦夷よといわなければならない。前半は津軽蝦夷と共に齶田蝦夷よといわなければならない。前半は津軽蝦夷と共に齶田蝦夷よ

ものである。 圧があり、皇極・斉明朝の年来の課題であったと推測できる 日があり、皇極・斉明朝の年来の課題であったと推測できる

3 淳足・磐舟柵は一年違いの兄弟の柵―関雅之の問題提

を提起している(②)。 はすでに述べた。この両欄について関雅之は次のように疑問はすでに述べた。この両欄について関雅之は次のように疑問

る。

第二に、磐舟柵とは逆に蝦夷への「備え」について明示が

(沼垂柵) はどのような機能をもっていたか。なぜ修理され「『磐舟柵』が『石船柵』に変わっている。この時期の渟足柵と目的を明確にしているが、渟足柵にはない」とし、またなく治なのか。両柵の性格・役割に相違があるのか。一年でなく治なのか。両柵の性格・役割に相違があるのか。一年でなく治なのか。両柵の性格・役割に相違があるのか。一年でなく治・淳足柵」と治・磐舟柵・の違いは?なぜ造・磐舟柵・で

まず第一に、二の2古代遺跡分布図でも示した内水路の利型であることに異存のない私見の立場からすると、根拠のあ型であることに異存のない私見の立場からすると、根拠のある問題提起は、前掲したように公式記録による実録

なかったのか」と種々にわたり問いかけている。

用とこれによる両柵機能の結合という可能性が考えられるこ

とによって、両柵が設置当初から同時企画され、そこから機

能分担と相違が考えられてくる。

き役割を背負って設置された意義をここに見出すことができの蝦夷が「内附」した後に、越の辺境地域で安定を構築すべ「治す」として鎮める意味もある。かくして皇極元年に越辺すなわち磐舟柵には、蝦夷に「備え」ることが明記され、

衛と外交上の危惧に直接備えたと考えられる。
でき、越辺境の国造らに国家的秩序への忠誠を求め、辺境防さえ、越辺境の国造らに国家的秩序への忠誠を求め、辺境防めて本主に授けたと同様に北陸の辺境でその交通の要衝を押めて本主に授けたと同様に北陸の辺境でその交通の要衝を押めて本主に授けたと同様に北陸の辺境でその交通の要衝を押と外交上の危惧に直接備えたと考えられる。

て異とするところはない。この時に磐舟柵も表記を「石船柵」台市郡山遺跡が同様にまったく記録に現れないことと比較しびた名称に変わったためと察せられる。陸奥国府とされる仙びた名称に変わったためと察せられる。陸奥国府とされる仙が見えなかったことだが、それは第三に、その文武二(六九八)・四(七〇〇)両年の「石

に変えていたものと考えられる。なお養老年号(七一七~七

あった可能性が高い。 ことに伴う郡名の「沼垂」に合わせた名称変更によるもので (七一二) に出羽国が成立し、越後国府が頸城郡に移転した

うべきである。次に節をかえて両柵造営の企画性について計 題への答えであるが、両柵の機能の相違が反映していたと言 以上が関雅之の提起した両柵の設置記事の違いに関する問

画時期の特徴について見ておきたい。 孝徳朝難波宮の造宮記事などとの対比

を次の年表などから考えてみたい。 根強いが、 両柵の時期について、改新政府の国威発揚に求める見解も むしろその以前からの連続性と建築技術への示唆

以下に関連年表を掲げる。

②皇極元年(六四二)九月大寺(百済大寺)を造らん ①舒明一一年一〇月 (六三九) るための殿屋材をとらせ、宮造営の丁を遠江国~安 がため、近江と越との丁を起こした。また大宮を造 直県をもって大匠とす。 大宮・大寺を造る。

④皇極二年(六四三)四月天皇、飛鳥板蓋新宮に幸 ③同月、 蘇我大臣、 越辺の蝦夷数千内附す。一〇月蝦夷を朝に饗 蝦夷を家で慰め問う。

芸で発した。

⑤難波長柄豊碕への都移り(大化元年一二月)、 年七月条)、これに越国奏言 難波に向かうは遷都前兆か(北史巻五魏本紀永熙三 (海の畔の枯査が東に向 同鼠

きて移り去りぬ。砂の上に跡あり。耕田状の如し)

⑦同二年九月是月、天皇蝦蟇行宮に御す。 ⑥大化二年(六四六)正月天皇子代離宮に御す。

⑧これに続き「是歳。越国の鼠昼夜相連なりて東に向

⑨大化三年四月に次ぐ「是歳。小郡宮を壊して宮を作 る。天皇小郡宮に処して、」工人大山位倭漢直荒田井 かいて移り去く」の記事あり。

百姓を疲れしむ。天皇朕が誤りなりと。 比羅夫誤りて溝を掘り、難波に引き、改めて掘りて

⑪続く是歳の続きに、[淳足柵]を造りて柵戸を置く。 ⑩同年(六四七)一二月武庫行宮に停まる。

此れ柵を作る兆しか」

人等相語りて謂く。「数年鼠の東に向かいて行くは、

③四年是歳、「|磐舟柵|を治りて蝦夷に備う。 ⑫四年春正月天皇難波碕宮に幸す。 信濃との民を選びて始めて柵戸を置く」

⑭白雉元年(六五〇)一〇月、将作大匠荒田井比羅夫を

遣わして、 宮の堺の標を立つ。

⑮白雉二年(六五一)一二月晦日に、 請一切経を読ましむ。天皇大郡より遷りて新宮に居 味経宮に僧尼を

⑯白雉五年(六五四)皇太子、皇祖母尊を奉じて大和 河辺行宮に遷る。老者語りて曰「鼠倭都に向かいし

る

す。号して難波長柄豊碕宮と日ふ。

都遷す兆しなりけり」というと。

巻二四、

及び二五には、

上記の年表以外に乙

関連するものが多数並ぶ。これらは坂本が蝦夷記事の分析で **革記事が見られるが、右に掲げた舒明十一年~白雉五年まで** 巳の変や前兆記事、あるいは「大化改新詔」とさまざまな改 示した実録型の記事と同様に注目されてよい。この間の遷都 の間の記事では、宮や遷都、寺院などの造営と造営技術官に 本書紀

の記事の中で越国奏言に注目した場合、枯査移動記事を前兆 釈を行っている(30)。たしかに上述した『日本書紀』の一連 様子が栗ノ木川、荒川の開削に当たるのではないかとする解 は、それは渟足・磐舟柵造営の木材の搬出であり、移動後の 移動記事を人の移動と理解してきたことに対して金子拓男 大化元年一二月の越国奏言についてこれまで象徴的な枯査。

ある一連の記事が注目される。

記事もまた少なくない。

には鼠が移動する前兆記事が特に見られるが、その他の前兆

シュの浅い水辺に木材を漬けた跡と理解する方がよいと考え ある。また跡が耕田の状を呈したとあることは、 た渟足・磐舟柵造営の木材の搬出と関連づける方に説得力が 記事とする見方もあるが、 造営記事との関連から金子が試み バックマー

年表を見ると、②皇極元年 (六四二) 九月に大寺 (百済大

の丁や①に大匠、⑨に工人、⑭に将作大匠と宮造営の技術官 寺)を造らんがため、近江と越との丁を起こした記事に、

れば、むろん後の斉明紀にも及ぶものである。 が頻繁に見えている。こうした皇極紀治政の記述が事実であ

のとしてよく、その建造用材の伐採の時期が大化元年(六四 る渟足・磐舟柵の造営が計画的であったことを考えさせるも このような技術官が活躍するこの時期の特色は、 中央によ

蝦夷を朝に饗すとあり、 年九月の越辺の蝦夷数千内附す、とある記事、直後一〇月の 計画が乙巳の変以前にも遡るとすると、その契機は③皇極元 に遡る可能性が高いものと見ることができる。すなわちこの 五)一二月以前に、またその計画が同年六月の乙巳の変以前 また蘇我大臣蝦夷が家で慰め問うと

内附するには相応の理由が考えられなければならない。その 附を歓迎したであろうが、その蝦夷が軍事的な征服によらず このように皇極女帝と蘇我大臣蝦夷とは、越辺の蝦夷の内

た要因がなければならないが。それは越辺の蝦夷に圧迫を加た要因がなければならないが。それは越辺の蝦夷に圧迫を加して似つかわしいともいえよう(※)。両柵設置が蝦夷の内附して似つかわしいともいえよう(※)。両柵設置の計画推進者深めて内附した蝦夷の要請にも応えた両柵設置の計画推進者に対する政治的な回答であるとすると、両柵の相応の理由が内附した蝦夷の保護であったとすると、両柵の相応の理由が内附した蝦夷の保護であったとすると、両柵の

されたと考えられることを提起しておきたい。 できたが、その設置の意味は、唐の高句麗遠征に伴う東アジの緊迫と密接し、北方蝦夷、粛慎の活動などにより圧てきたが、その設置の意味は、唐の高句麗遠征に伴う東アジ和王権の蝦夷征服の拡大、その拠点設営として意義づけられ無り返しになるが近年までの渟足柵・磐舟柵の設置は、大線り返しになるが近年までの渟足柵・磐舟柵の設置は、大 からの保護を求めたと理解できる。

えていた蝦夷の北方部族や粛慎などが考えられ、これら圧迫

り方を含めて共同研究により検証される必要がある。また同時に建造遺構や建造前木材の処理などの当該時代のあこの新しい知見は文献史学固有に検討されるべきであり、

う (32)。

来の地震や洪水などの認識をも形成することになるであろえることにより史眼を過去の深奥からいっそう透徹させて未

かつて農業技術史にも著名な日本近世史の古島敏雄氏の名

2 結びにかえて

などの災害を含む各時代の歴史性が埋もれており、これらの沖積平野の地層の多くには、人間生活や地震、噴火、洪水

平的分布の変化を新たなパラダイムとする地層歴史情報を加災害記録があり、その地層堆積の立体的変化に地震、洪水、土石流、噴火などのない。実記録があり、その地層堆積の立体的変化に地震、洪水、土石流、噴火などの大事、古絵図、遺物・遺構など考古学を含む歴史学研を、古文書、古絵図、遺物・遺構など考古学を含む歴史学研を、古文書、古絵図、遺物・遺構など考古学を含む歴史学研を、古文書、古絵図、遺物・遺構など考古学を含む歴史学研を、古文書、古絵図、遺物・遺構など考古学を含む歴史学研を、古文書、古絵図、遺物・遺構など考古学を含む歴史学研を、古文書、古絵図、遺物・遺構など考古学を含む歴史学研を、古文書、古絵のではない。考古学・歴史学(日本学的分布の変化を新たなパラダイムとする地層歴史情報を加災害記録があり、その地層堆積の立体的変化や特定地層の水災害記録があり、その地層堆積の立体的変化を新たなパラダイムとする地層歴史情報を加速学(日本学学)が、地質学の中でも浅層地質学の行う沖積平野におけ、生活、地質学の一般を表している。

る災害史を含む歴史情報を対象にしているのである。今は地表面に見える対象のみならず、歴史時代の地層におけ中心の近世史の領域を広げ、景観歴史学への嚆矢ともなった。著『土地に刻まれた歴史』(岩波新書一九六七)は、古文書

に「大化改新」直後に『日本書紀』に記載された年次・名称「今回筆者は、越後平野の新潟市付近の沖積地層のいずれか

だ緒についたばかりであるが、同類の試みとして注目すべき没遺構の探索も課題となっている地域である。この試みはま潟湊、蕭原津や近世旧沼垂町というように各時代の未発見埋潟湊、蕭原津や近世旧沼垂町というように各時代の未発見埋とを対象にしたエチュードを示してみた。また平安中期の延とを対象にしたエチュードを示してみた。また平安中期の延との場所を表表していることが

動向を最後に若干ふれておく。

2

も考古学・歴史学の時間的なメジャーと異なるものとして長わが国の地質学の主流が深層地質学にあり、地層年代研究

でもある(33)。

有する歴史分野の確立の必要を提起したい。 となっている。この浅層地層における各時代の歴史情報を共と災害等の歴史情報を共有する歴史学の共同がきわめて重要を災害等の歴史情報を共有する歴史学の共同がきわめて重要が 市にある時、都市計画や災害対策などに有効な浅層地質学た。しかしわが国の現代生活の主要な舞台が沖積平野部の大らく同時代の研究対象を共有するものとみなされてこなかっ

う。(二〇〇四年三月三〇日) しんだ気持ちの発露として読者諸賢のご寛恕を得たいと思しんだ気持ちの発露として読者諸賢のご寛恕を得たいと思

注

(1) 新潟大学積雪地域災害研究センター高濱信行教授の教

においてもそうした自然発達の基本ステージの解明が解を提示したものである。むろん様相を異にした平野解析が一〇〇〇年のオーダーに至った地形形成史を更解析が一〇〇〇年のオーダーに至った地形形成史を更に一〇〇年単位で捉えられる一一ステージからなる見に一〇〇年単位で捉えられる一一ステージからなる見に一〇〇年単位で捉えられる一人ステージからなる見に一〇〇年単位で捉えられる一人ステージからなる見解戸内海の臨海平野を対象にした高橋学「古代末以降

大きな意義をもつと察することを指しているものでここではそうした地層の骨格を含む、細部の地層についても、そこに埋もれた自然情報と共に歴史情報をも汲み出す方法として遺跡や遺物などと共に古文書・古絵み出す方法として遺跡や遺物などと共に歴史情報をもある。

(3) ①二〇〇一年の第一回シンポ (三月四日)

画に基づくものと見る新たな知見を述べた。
ていたことを遺跡分布図より推定し、両欄が同一の計備えという課題を両柵が担い、海路と内水面で結ばれ備えという課題を両柵が担い、海路と内水面で結ばれのたことを遺跡分布図より推定し、両側が同一の計画に基づくものと見る新たな知見を述べた。

②二〇〇二年の第二回シンポ(三月三日)

「古代古図」に基礎を置く渟足柵推定説の批判を進めた。を明治四四年地形図に比定する成果を上げ、併せてを文献・貞享絵図により王瀬地区を求め、絵図の王瀬ング調査地の中心を渟足柵推定地におくため、その地「よみがえるか、渟足柵」と題し、当年度のボーリ

「貞享絵図から蒲原津・渟足柵へ遡る」と題し、③二○○三年の第三回シンポ(三月二日)

○世紀の蒲原津を中世古文書と貞享絵図とから、絵図○世紀の蒲原津を中世古文書と貞享絵図とから、紀通・中世紀古代の淳足柵・沼垂城時代への地形環境のめ、これを現在地に比定する成果を挙げた。この近世め、これを現在地に比定する成果を挙げた。この近世め、これを現在地に比定する成果を挙げた。この近世

④二〇〇四年の第四回シンポ (二月二九日)

||渟足・磐舟柵の調査研究序説|| と題して、本文の

と遺跡立地の地域史的研究」 科学研究費基盤研究A―2「前近代の潟湖河川交诵二、三章を中心にした成果をまとめて述べた。

平成一三年度研究経過報告書(平成一四年三月)平成一二年度研究経過報告書(平成一三年三月)

平成一四年度研究経過報告書(平成一五年三月)

平成一二~一五年度研究成果報告書

(平成一六年

破壞の関連の研究』一九九七年)一九八八年の水原町高濱信行)研究成果報告書『地表変動と遺跡の成立・〜八年度文部省科学研究費基盤研究(B)(研究代表者小野昭「伝トナカイの角発見地の再調査予報」(平成六小野昭

4

二月

平成六~八年度文部省科学研究費基盤研究(B)(研究

大平遺跡の調査に始まるという。

<u>5</u>

成立・破壊の関連の研究』一九九七年代表者高濱信行)研究成果報告書『地表変動と遺跡の

遷』一九九九年おける古墳時代前後の地質・地形環境と土地利用の変おける古墳時代前後の地質・地形環境と土地利用の変代表者高濱信行)研究成果報告書『奈良盆地東縁部に平成九~一○年度文部省科学研究費萌芽的研究(研究

著作集』所収)

・文献編所収、東京大学出版会一九六九、『坂本太郎

・東』吉川弘文館一九五六年、『日本古代史の基礎的研究』
(6)坂本太郎「『日本書紀』と蝦夷」(古代史談話会編『蝦

できない点である。

(『条里制・古代都市研究』一七号、二〇〇一年) この(『条里制・古代都市研究』一七号、二〇〇一年) この論考は、多賀城の創建を巨視的な視点から今日までの論後を対比しつつその共通性に着眼した部分は、本稿にとって特に有益である。その中で七世紀後半の陸奥と越後を対比しつつその共通性に着眼した部分は、本稿にとって特に有益である。むろん日本海側では、①高にとって特に有益である。むろん日本海側では、①高にとって特に有益である。むろん日本海側では、①高にとって特に有益である。むろん日本海側では、①高に勢舟柵を設けた特色などをなお考慮しなければならの特質、③域内水上交通の程度、④淳足研究の全体像に位置づけ、本稿を表している。

重要な見解である。

また郡山遺跡の第Ⅰ期官衙から第

簡において蒲原郡司の名前は不明であったが、

郡衙の

官衙で回収され、

廃棄されたと推理した。さてこの木

携えて国衙の告朔儀に行き、その帰路に八幡林遺跡

ない差異を含むが、検討の基本的な視角は同意できる

柵にも存在したであろうと指摘していた見逃すことの地でも存在したであろうと指摘していた見逃すことのから国府へと展開したとして、官衙政庁正殿北の石から国府へと展開したとして、官衙政庁正殿北の石上とを論じていることにある。このことは、本調査ことを論じていることにある。すなわち郡遷をたどった、としていることであろう。すなわち郡圏をたどった、としていることであろう。すなわち郡圏をたどった、としていることであろう。すなわち郡圏をたどった、としていることであろうと指摘していた見逃すことの地にも存んで

は、この符を火急使高志君五百嶋に託し、青海郷の少(9)新潟県三島郡和島村八幡林遺跡第1号木簡の郡司符に基本的にはこの理解による。

題となり、少丁高志君大虫が過所のようにその木簡をしては古志郡に該当するところから、木簡の移動が問かし三島郡和島村八幡林遺跡の地は、古代の行政区と郡にあり、郡司符は蒲原郡司のものと理解された。しじたことが示されていた。『和名抄』には青海郷が蒲原丁高志君大虫に対して、国府の告朔の儀に行くよう命

火急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁火急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁火急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁火急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁火急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁火急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁火急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁大急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁大急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁大急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁大急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁大急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁大急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁大急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁大急使として高志君大虫が最高されている高志深地は関連の次、佐渡国造のみならず、「国造の大虫が関係している。

(10)平城京二条大路から出土した木簡に『倭名類聚抄』に「注目前の写名性式権と「居民」が大きてする。

が高志深江国造の支配地に造営されたことも知られる紀」記載の高志深江国造の実在が確かとなり、渟足柵て偽書の疑いのあった『先代公事本紀』収録「国造本

した天平八年(七三六)頃の木簡が出土した。こうしはない「越後国沼足郡深江(郷カ)」と「深江」郷を記

11

『磐舟浦田山古墳群発掘調査報告書』(村上市教育委員

年書上げ

(新発田市図書館蔵)

④新田村、

枝郷、

ところとなった。拙稿「資料紹介『沼足郡深江』木簡

の出土」(『市史にいがた』一六号、一九九五年)

通史編1 原始・古代・中世編、一九九九年会・新潟大学考古学研究室一九九六年)、『村上市史』

(12) 石母田正『日本の古代国家』(岩波書店 一九七一年、近身稱1 原始・さど・中世稱 一ナナナ年

後【石母田正著作集】第三卷)

淳足柵・磐舟柵の設置は、難波長柄豊碕宮の建設と同書(平成一三年三月)書(平成一三年三月)科学研究費基盤研究A-2「前近代の潟湖河川交通と

批稿「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」(『木簡研究』 書の同時性と密接なことを示唆している。 おの同時性と密接なことを示唆している。 地名と磐舟柵推定地および前期難波宮との類似は、両 中神社があり、またその東方の村上市近郊に日下と 岩船神社があり、神社付近に瀬波川がある。この日下の 中神社があり、神社付近に瀬波川がある。この日下の 地名と磐舟柵推定地および前期難波宮との類似は、両 地名と磐舟柵推定地および前期難波宮との類似は、両 地名と磐舟柵推定地および前期難波宮との類似は、両 地名と磐舟柵推定地および前期難波宮との類似は、両 地名と磐舟柵推定地および前期難波宮との類似は、両 地名と磐舟柵推定地および前期難波宮との類似は、両 地名と磐舟柵推定地および前期難波宮との類似は、両 地名と磐舟柵推定地および前期難波宮との類似は、両 地名と磐舟柵推定地および前期難波宮との類似は、両 地名と磐舟柵推定地を例に

一 元禄十二年(一六九九)蒲原横越両組新田村開発刊掲載史料 『新潟市合併町村の歴史』資料編三 昭和五十八年三月第一四号、一九九二年)

 $\widehat{15}$

 $\widehat{14}$

川、新池、除村年号間数方角之帳(抄)

前略

一、根元沼垂年号不知

- 拾四年住居仕ルー、二度目沼垂寛永十七辰年家作仕、承応弐巳年迄
- 一、三度目沼垂承応三午ノ年家作仕リ、寛文四辰年
- 、五度目沼垂貞享元子年家作仕、元禄拾二卯年迄拾九年住居仕ル

四度目沼垂寬文五巳年家作仕、天和三酉亥年迄

寛保元年(一七四一)松ヶ崎掘割以後諸事覚書拾六年住居仕ル

る。

(市内上木戸鈴木孝衛氏所蔵)

奏事

一、中略

瀬ト申所住居仕候沼垂之義大同元年より承応二年迄八百三拾七年王

図」(寛文十二年 一六七二年作図と推定されている)(16)「四度目沼垂町割王瀬山崩西川会河新潟川端堀口両湊絵

遺跡立地の地域史的研究」平成一三年度研究経過報告(17)科学研究費基盤研究A―2「前近代の潟湖河川交通と図」(賞文十二年 一プ七二年代図と推定されている)

(平成一四年三月

きごですえば、見正とごつぎと専用り里々ば午景にく(18) 『新潟市史』資料編一二自然(一九九一年)第一章地形

期以降とされ、また推定地王瀬がのっている内側のⅢ町)には二列が数えられ、その海側のⅢ―2は、室町まとめられている。これによると第三砂丘列(新砂丘第三節砂丘が、現在までの形成時期の理解が手際よく

期~室町期の形成という理解となることが示されていのっている新砂丘Ⅲ―1は、古墳時代以降を下った時古墳時代以降とされることにより、その推定地王瀬の列(新砂丘Ⅱ)に数えられる四列があるが、これらは―1は室町以前とされる。またさらに内側の第二砂丘―

究成果報告書(平成一六年二月) び越後平野の形成過程の復元」平成一二~一五年度研(9)卜部厚志・高濱信行「渟足柵を探る浅層地質調査およ

(20) 大家 健『中世越後の旅』(新潟日報事業社 二〇〇三

古文書の記述から川を渡る関係にあったことを指摘し、社付近を提言した。またヌッタリとカンバラとが中世社付近を提言した。またヌッタリとカンバラとが中世社の地下四月一二日の「沼垂の今昔を語る会」で講演し、(21) 沼垂砂丘金鉢山の現在地を推定した南憲一は、平成一

これが近世に至るも変わっていないことを主張した。

- 遺跡立地の地域史的研究」平成一四年度研究経過報告(22)科学研究費基盤研究A―2「前近代の潟湖河川交通と
- (3)この時期に阿賀野川の流路が上諏訪川を拡げて信濃川(3)この時期に阿賀野川の流路が上諏訪川を拡げて信濃川書(平成一五年三月)
- 土史家森田一郎も私見と同様に考えられている。高めたために、右岸が流水に削られていったものと郷
- (25)坂本前掲書、津田左右吉「粛慎考」(『日本古典の研究』『古代国家と東北』吉川弘文館二〇〇三)(24)『岩波講座日本通史』第4巻古代3 一九九四、後同氏
- (26) 坂本前掲書下、昭和二五年)
- (27) 前掲注(25)
- 新潟県北半(沼垂・岩船郡)の遺跡』(第一八回古代史(2)関雅之『磐舟柵についての現状――考古学の立場から――

サマーセミナーレジュメ 一九九〇年)

九七七年)が説くように、蝦夷・入鹿の実名は豊浦大(31)門脇禎二『蘇我蝦夷・入鹿』(人物叢書 吉川弘文館一(『越と古代の北陸』名著出版一九九六年)

(毛人) や蘇我太郎鞍作と理解しているが、単に毛

永原慶二 二○世紀の日本歴史学』(吉川弘文館二○○的な絡みがその蝦夷政策にあったと理解している。人の別称というだけではない本文で述べたような政治人の別称というだけではない本文で述べたような政治

32

- (3) 平川南編「日本歴史における災害と開発Ⅰ」『国立歴史民俗博物館研究報告』第九六集(二○○二年三月)および「同Ⅱ」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一一八民俗博物館研究報告』第九六集(二○○二年三月)お

これからの課題ということになろうか。



図3 ボーリングおよびジオスライサー掘削実施位置と地形 (ト部厚志氏作成)

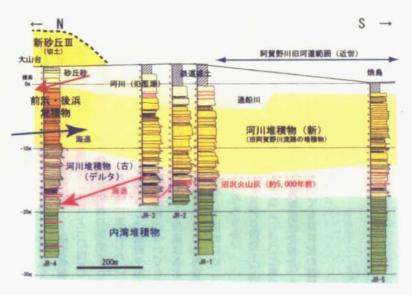
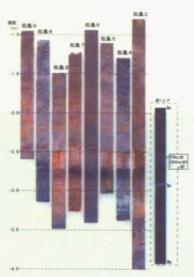
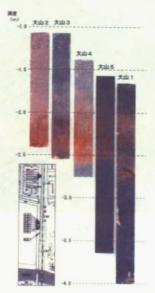


図 4 JR臨港線沿いの地質断面図 (ト部厚志氏作成) 各深さは線路上からの測定値



標本写真A 松島地域におけるジオスライザー掘削試料のはぎ取り 各掘削は線路下の道路から深度4mまで行っているが、はぎ取りは必要な部分のみを行っている。 掘削地点は標本写真Bに示した。なお、年代は、1950-770=1180年となるものである。



標本写真 B 大山地域におけるジオスライザー掘削試料のはぎ取り 各掘削は線路下の道路から深度 4 mまで行っているが、はぎ取りは必要な部分のみを行っている。



図5